

本人登場

私らしく
仲間とともに
No. 249

三重県支部

たか い かつ お

高井 勝男さん (82 歳)



高井さんは、元トラック運転手。60歳ころから物忘れが増えたと自覚がありましたが、しばらく仕事を続けていました。しかし、大きな事故を起こす前にと64歳で退職しました。

現在は、デイサービスに通いながら、認知症希望大使として地域で体験談を語り、また、「認知症の人と家族の会」では、「認知症の本人が答える認知症 Q & A オンライン研修会」など、広く発信しています。いただいた原稿から紹介します。
(編集委員 松本 律子)

● 診断後の葛藤

2009 年、軽い気持ちで物忘れ外来を受診して検査後、医師から下された診断は前頭側頭型とアルツハイマー型の混合型認知症でした。説明の際に医師の視線は家族ばかりに向いていて「どうせ認知症の者に説明をしても分からないだろう」と言われているようでむなしさを感じました。

医師にもどかしい思いを訴える度に、抗認知症薬の副作用などを抗精神病薬で抑えるマッチポンプ処方、苦しみを伝えたら、「精神科に相談する?」と。この言葉に私はセカンドオピニオンを依頼しました。新たな医師の判断は、私の生活行動を考慮してくれて、MCI (軽度認知障害) との診断でした。

● 「認知症の人と家族の会」との出会い

前頭側頭型の易怒性の症状か、妻と些細なことでの口喧嘩が度々あり、そのストレスで妻は神経障害に困って、地域包括支援センターに行きました。相談して、初めて「認知症の人と家族の会」の存在を知りました。開催場所に行き、同じ立場の人たちと出会え、また私のプライドを尊重してくれるサポーターさんがいて、さっそく入会しました。

私たち当事者と家族たちは別々の部屋に分かれて話し合い、妻は元支部代表さんからパーソン・センタード・ケアを勧められたようでした。それから妻は私の意見に否定せず接してくれて、私は穏やかになりました。

● 新しい認知症観に切り替えて

2025 年 6 月、三重県支部の推薦を受けて認知症希望大使に任命されました。各地で私の体験談、ピアサポート活動をしています。その後のアンケートで、参加者の評価を読むと、やりがいを感じます。

息子の応援 (切符の手配、GPS でのフォロー) を受けて、一人で新幹線に乗って、皇居外苑の散策もしてきました。

私たちは、古い認知症観の偏見で足かせをはめられています。自ら新しい認知症観に切り替えて同じ境遇の仲間たちとの交流で、自分らしい希望を見つけて楽しく暮らしましょう。



本人理事
奈良の平井正明さんと
ツーショット

情報
コーナー

本人交流の場 (詳細は各支部まで)

北海道 ● 8月3日 月 13:15～15:00

本人のつどい → かでる2.7

宮城 ● 8月6・20日 木 10:30～15:00

本人・若年認知症のつどい「翼」 → 仙台市泉区南光台市民センター

山形 ● 8月19日 水 13:30～15:00

若年性認知症の人と家族のつどい～なのはな～ → さくらんぼカフェ (県小白川庁舎)

茨城 ● 8月22日 土 13:00～15:00

オレンジミーティング → リフレプラザひたち野うしく

埼玉 ● 8月22日 土 13:30～15:00

若年のつどい飯能 → 飯能市市民活動センター

千葉 ● 8月30日 日 13:00～15:30

本人・家族交流会 → 千葉県社会福祉センター

神奈川 ● 8月16日 日 11:00～15:00

若年性認知症よこはま南部のつどい「笑風の会」 → 本郷台駅前地域ケアプラザ

静岡 ● 8月11日 火 祝 10:00～11:50

「すぎなの会のつどい」ご本人達のつどい → 富士市文化会館ロゼシアター

滋賀 ● 8月11日 火 祝 19:30～20:30

若年性認知症の本人・家族交流会「LEAP」 → オンライン (Zoom)

和歌山 ● 8月16日 日 13:30～15:30

若年性認知症本人・家族の交流会 → スーパーセンターオークワセントラルシティ和歌山店 (ひかりサロンリゅうじん)

岡山 ● 8月22日 土 13:30～15:30

ひまわりの会 (若年性認知症本人・家族交流事業) → 倉敷ふれあいの丘公園交流棟

広島 ● 8月1日 土 13:00～15:30

陽溜まりの会東部 → 福山すこやかセンター

徳島 ● 8月23日 日 10:00～14:00

あいの会 (本人交流会) → 渋野公民館

大分 ● 8月26日 水 10:30～12:30

若年の集い → 宇佐市常德公民館

安心して 認知症になれる地域づくり④



認知症に限らず病気や介護と共にある生活は、経済的負担が気になることが多くあります。支援策は用意されていますが、内容、条件は複雑で手続きも煩雑になりがちです。このため、今号から3回にわたって制度の中で経済支援に関する点を中心に竹本与志人氏から解説を伺います。



認知症のある方の通院医療費を軽くする 第1回(全3回)

岡山県立大学 保健福祉学部 教授 竹本 与志人

市区町村に自立支援医療 (精神通院)の申請を

認知症のある方が医療機関に通院される場合、医療費の負担は長期にわたることが多く、ご家族にとって大きな負担となりがちです。こうした経済的な負担を軽減する制度として、「後期高齢者医療制度」と「自立支援医療(精神通院医療)」があります。いずれも医療費の負担を軽くするための制度ですが、仕組みや自己負担の上限額に違いがあります。第1回目では、通院医療費に絞ってご説明します。

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方が対象となり、所得に応じて医療費の自己負担割合(1~3割)が決まります。また、1ヵ月あたりの医療費には自己負担の上限額が設けられており、所得が少ない方ほど上限額が低くなる仕組みになっています。一方で、一定以上の所得がある場合には上限額が高く設定されます。

一方、自立支援医療(精神通院医療)は、認知症などの精神疾患で継続的な通院が必要な方を対象とした制度です。指定された医療機関での精神疾患への診療に限られますが、自己負担は定率1割に軽減されます。さらに、所得に応じて月ごとの自己負担の上限額が設定されているため、医療費が高額になっても、その上限を超える分は原則として公費で負担されます。

特に認知症の場合は、「重度かつ継続」(継続的な治療が必要で、医療費が高額になりやすい状態)という区分に該当することが多く、比較的所得がある方でも自己負担の上限額が低く設定され、結果として医療費の負担が軽くなる場合があります。両制度の主な違いは、図のとおりです。

どちらの制度でも基本的に自己負担は1割となりますが、市区町村民税非課税世帯の場合は、自立支援医療の方が月額の上限額が低いため、結果として負担が軽くなるが多いです。

また、市区町村民税課税世帯であっても、認知症は「重度かつ継続」に該当することが多いため、たとえば重度認知症患者デイケアを毎日利用するなど、医療費が高額になる場合には、自立支援医療を活用することで、後期高齢者医療制度のみを利用する場合と比べて、自己負担が大きく軽減される可能性があります。

このように、これらの制度を適切に活用することで、医療費の負担を抑えることができます。具体的な手続きや適用の可否については、医療機関のソーシャルワーカー、かかりつけ医、地域包括支援センター、またはお住まいの自治体窓口にご相談ください。それぞれのご家庭の状況に応じた方法を一緒に検討していただけたと思います。

図は、1カ月の通院医療費の上限額について、後期高齢者医療制度のみの場合と自立支援医療を利用した場合を比較したものです。所得状況により上限額が変わってきます。

プロフィール



たけもと よしひと
竹本 与志人

岡山県立大学 保健福祉学部 教授

略 歴

最終学歴：大阪市立大学大学院 生活科学研究科 後期博士課程
生活科学専攻 修了

学位：博士（生活科学）

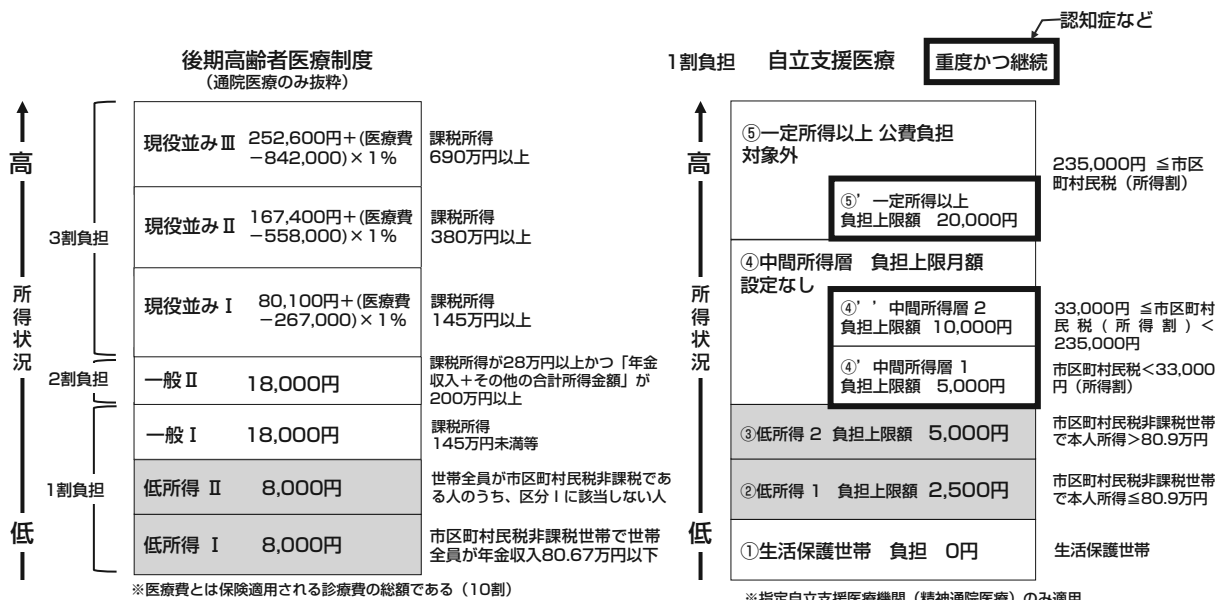
専門：社会福祉学（ソーシャルワーク・医療福祉・精神保健福祉）

保有資格：社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・専門社会調査士

1988年4月、柴田病院（岡山県倉敷市）ソーシャルワーカー。
1992年4月、総合病院岡山赤十字病院（岡山県岡山市）ソーシャルワーカー。2008年4月、岡山県立大学 保健福祉学部 准教授。
2018年4月、岡山県立大学 保健福祉学部 教授（現在に至る）。
2023年4月、大阪公立大学大学院 生活科学研究科 客員教授（現在に至る）。2025年4月、岡山県立大学 学術研究推進センターセンター長（現在に至る）。

主な著書：竹本与志人・杉山京・木村亜紀子編『認知症のある人への経済支援まるわかりガイドブック』中央法規出版、2024年 ほか

図：後期高齢者医療制度と自立支援医療の比較



出所：竹本与志人（2022）「認知症のある人への経済支援」法律文化社 を修正

次号も引き続き、社会保障制度における経済的支援について竹本氏に解説していただきます。



✉ お便りお待ちしております！

〒602-8222 京都市上京区晴明町811-3 岡部ビル 2F

「家族の会」編集委員会宛

☎ FAX 075-205-5104

✉ Eメール otayori@alzheimer.or.jp



<https://bit.ly/45tj93i>

このコーナーに寄せられたお便りの他、入会申込書、「会員の声」はがき、支部会報から選び掲載しています。
お便りへのメッセージやお返事をお寄せください。

自由に会えず悔しい

熊本県 Aさん (60代 女性)

熊本地震で実家と自宅が全壊し、その後父が他界、認知症が進んだ90代の母は県外の姉夫婦と同居することになりました。しかし介護を巡り姉と意見が合わなくなると、姉は突然「今後お母さんに会わせない」と言い放ち、母との交流をすべて遮断する「囲い込み」が始まったのです。

姉とは連絡も取れず、家に行っても門前払いされ、母の状況が全くわからなくなりました。姉と同居させたことを本当に後悔しました。

精神的苦痛に耐えながら地域包括支援センターや社会福祉協議会、弁護士会に相談しましたが、そもそも「囲い込み」の内容を理解してもらえず、本当に意気消沈しました。調停も不成立に終わりましたが、弁護士の先生のおかげで1年半かけてようやく成年後見人が決まりました。現在は後見人の先生の説得により、母の有料老人ホームで月1回、短時間ですが面会ができるようになりました。

親本人が拒絶していないのに、実の子が自由に会えないことが悔しく、とても残念です。

家族間の問題は表面化しにくく埋もれがちです。一人の心ない子により、法律の隙をついた非人道的な囲い込みが起こり得ることを皆様に知ってほしい。

なぜ病院や施設は身元引受人の意向を鵜呑みにして面会や電話を拒むのでしょうか。こ

れは高齢者虐待防止法の対象にはならないのでしょうか。

母のような辛い思いをする人がいなくなるよう、経験者として声を上げていこうと思っています。

公的な軽減制度を利用しました

新潟県 Bさん (50代 女性)

「ぼ～れぼ～れ」5月号の、『“つどい”は知恵の宝庫』に出ていた相談を読みました。施設管理者の人もおっしゃっていましたが、公的な軽減制度の利用を相談してみたらどうでしょうか？ 利用する条件はありますが、市や区役所の介護保険課に行くと申請用紙はあると思います。約3年前に亡くなった要介護5の母を在宅介護をしていた時に私が腰を痛めてしまい、母をショートステイに1ヵ月預けたんですが、私の家は非課税世帯でしたので、新潟市の介護保険課から軽減制度の用紙が来て申請書類を書いて出しました。その申請書類は1回出すと、ショートステイを長い間泊まっている時や特別養護老人ホームに入所した場合も利用できると言われました。

義母さんが急に環境が変わり難しいとかなら、ショートステイの回数を徐々に増やして特別養護老人ホームに入所するのもありかもしれません。介護する家族が心と身体が元気じゃないと在宅介護は続けられないし、在宅介護の定休日は必要です。

成年後見の記事も！

神奈川県 Cさん (60代 女性)

2025 年 10 月に、母 (90歳) に認知症の診断が出て介護が必要になりました。

今後の金銭管理のことで、成年後見制度の利用を考えています。そのような関係の記事も会報に載せてください。

ゆずり合いの精神を

新潟県 Dさん (70代 男性)

国家財政は大変きびしく、国としては、助けてやりたいと思っても無い袖は振れないというのが現状ではないかと思います。

だからこそ「認知症の人と家族の会」のようところで、知恵を絞り、知恵を出し合い、乗り越えることが重要と思います。社会の意識を変える、自己の内面意識を変えることも大切だと思います。

みんな自分の生活が苦しい。そのために自分の守りで必死。自分のコトしか考えないヒトが多いように思います。自己主張が強すぎる、助け合い、ゆずり合いの精神が足りないように思います。人と人の不信が強い、新しい時代のあり方と人との関係のあり方を考えなくてはならないと思います。

相手、回りの人のコトを考えていない間違っただ自己主張が多い、強すぎるように思います。

母のことを思い出しました

京都府 Eさん (50代 女性)

「ぼ〜れぼ〜れ」4月号、『川井元晴代表のみんなちがって、みんないい』の「行方不明」の記事を読んで、母のことを思い出しました。

京都から遠く離れた岡山県で発見されるまでの7時間。大雨予報で、どんどん暗くなっ

ていく空模様。何もできず不安だけが広がる胸中。たまたま持っていない携帯電話。

誰にでも、どこでも起こり得ることです。その後スマホに変え、居場所がわかるアプリを入れました。

同じく4月号掲載の『認知症を支える現場から』で紹介された新しい検査「ミレボ®」に興味を持ちました。このようなゲーム感覚？の検査を、病院に行かずとも気軽に受けられれば、診察を拒否する人も診断がつくのではと期待です。

積極的な活動を知りたい

高知県 Fさん (50代 男性)

いつもお世話になっております。高知県にて世話人をさせていただいておりますが、近年、入会者が減少し、会員は加齢に従って退会する方も増え、全体的に組織が縮小し、財政面、マンパワーも低下しています。

何か有効な方法がないものか、全国的にポジティブな活動例があれば知りたいです。今後よろしくお願いいたします。



※お名前はイニシャルではありません。年齢は「50代」等で表記しています。

全国の「家族の会」支部会報から活動を紹介!!

いきいき「家族の会」

まちでも
むらでも



編集委員／合江 みゆき

長崎県 支部

「折り梅カフェ」畑仕事を楽しむ

4月2日に志佐町折り梅ガーデンで13名の参加があり開催されました。今年度初めての屋外活動となり、参加者はネギや玉ねぎの収穫、袋詰め、富士桜やゴーヤの苗植え、にんにくの追肥、さらにチームオレンジを意識したみかんの苗木植えなど、さまざまな作業をしました。



収穫の喜びを分かち合う

笑顔が多く見られ、参加者同士の交流も自然に生まれていました。17年前に認知症と診断され、余命

宣告も受けたAさんは、現在は「ながさきけん希望大使」として活動しており、畑での作業を楽しむ姿が印象的でした。Bさんは大きな声で、返事をするなど、几帳面な性格が作業の中で自然に表れていました。その姿を見た妻のCさんは「夫が仕事をする姿を2年ぶりに見た。以前の夫のようでうれしかった」と感動を語り、家族にとってもうれしいコマでした。地域包括支援センターの職員は、作業療法士の声かけにより当事者自ら活動でき、家族からも喜びの声が聞かれたと報告しています。今後も当事者が活躍できる場づくりを支援していきたいと話されました。

福井県 支部

和田代表理事と福井新聞記者が講演

5月9日に福井県国際交流会館で「認知症講演会」が行われ、福井新聞社の堀英彦氏と、当会の和田誠代表理事が講演されました。まず堀氏が取材で感じた現実が語られ、免許更新当日に事故を起こした男性の例では、部屋中にメモが貼られ本人は記憶の曖昧さを自覚していた一方、家族は「元々変わった人だから」と認知症を受け入れられない状況が印象的で、和田代表理事は「認知症の人と生きるとは何か」を、共生社会の実現を推進するための認知症基本法や新しい認知症観を踏まえて説明しました。認知症基本法成立を知らない国民が75%もいる現状から、まだ「自分ごと」として捉えられていない課題を指摘しました。

また、2007年の愛知県鉄道事故裁判では、介護者が責任を問われ不安が広がる中、「認知症の人と家族の会」が支援し最高裁で逆転無

罪となった経緯を紹介、介護者の努力と孤独を理解する重要性を強調しました。会場からは「つどいで話しても何も変わらない」という声もありましたが、和田代表理事は「介護するのは人間だけ」と述べ、話すこと自体に価値があると伝えました。

つどいは状況を変える場だけではなく、心に溜めた思いを吐き出し、明日を生きる余白をつくる場であることも示されました。堀氏も「社会とつながってください」と呼びかけました。この講演が「認知症の人と家族の会」を知り、つながるきっかけになることを願って締めくくられました。



堀氏(左)と和田代表理事(右)